⑸　供試装置に接地用端子が備わっている場合には、できる限り短い導線を用いて擬似電源回路網の接地端子に接続すること。
⑹　非接触電力伝送機能を内蔵又は外付けの形態で利用する応用機器本体の利用形態として、本体動作中に非接触電力伝送を行うものの測定は、本体機器を動作させた状態で行うこと。
⑺　測定設備に供給される商用電源に重畳する雑音は、一五〇kHz以上三〇MHz以下の周波数範囲で十分遮断されていること。

2　一五〇kHz以上三〇MHz以下の妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。

測定には、供試装置及び擬似電源回路網並びにスペクトル分析器を用いること。また、供試装置の一次側送電面及び二次側受電面の離隔距離及び水平面の位置関係は、基本位置とすること。

⑴　電源を投入し、待機状態にする。
⑵　スペクトル分析器をピークホールドモードとし、測定対象の周波数範囲にわたり掃引し、妨害波の存在を探索する。許容値から一〇デシベル以上下回らない場合において、スペクトルのピークが検知されたそれぞれの周波数を記録する。
⑶　スペクトルのピークが記録された周波数ごとに、測定用受信機を準尖頭値測定モード及び平均値測定モードにし、それぞれ妨害波電圧を測定する。
⑷　非接触給電状態で、⑵及び⑶を行う。

四　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法は、次のとおりとする。

1　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定は、一の3⑴を満足する測定場において、供試装置を動作状態にし、以下のとおり行う。

測定には、供試装置及び高周波電源部を用いること。これらの装置類に対する電源供給は、高域除去電源フィルタを介して行うこと。

⑴　供試装置は、ターンテーブル上に置いた〇・八メートル高の非導電性の台上に設置すること。送電装置と対向する受電装置との離隔距離及び水平面の位置関係は、基本位置とすること。
⑵　電源線及び接続ケーブルは、金属基準大地面に対して実際の使用状態と同じになるように配置し、測定結果に影響が発生しないようにすること。また、供試装置に接地用端子が備わっている場合には、できる限り短い導線を用いて接地すること。
⑶　供試装置が送電装置のみ又は受電装置のみの場合、あらかじめ準備した供試装置に対応した受電装置と互換性を有する試験用受電装置又は送電装置と互換性を有する試験用送電装置と組み合わせて測定を実施すること。その場合、測定条件を明確に測定結果に記載すること。
⑷　非接触電力伝送装置を内蔵又は外付けの形態で利用する供試装置本体の利用形態として、本体動作中に非接触給電を行うものの測定は、本体機器を動作させた状態で行うこと。
⑸　測定設備に供給される商用電源に重畳する雑音は、一〇kHz以上三〇MHz以下の周波数範囲で十分遮断されていること。

2　一五〇kHz以上三〇MHz未満の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の測定方法は、次のとおりとする。

⑴　装置類の配置は、別図第四号のとおりとすること。
⑵　測定用空中線には、一の3⑵に規定するものを使用すること。
⑶　送電装置の一次側送電面と受電装置の二次側受電面を相対させ基本位置に合わせ、電源を入れる。
⑷　供試装置を待機状態にする。
⑸　測定用空中線を供試装置と対向の方向に設定する。
⑹　スペクトル分析器をピークホールドモードとし、測定対象の周波数範囲にわたり掃引し、ターンテーブルを360°回転させ、利用周波数による発射及び不要発射の存在を探索する。許容値から一〇デシベル以上下回らない場合において、スペクトルのピークが検知されたそれぞれの周波数を記録する。
⑺　スペクトルのピークが記録された周波数ごとにターンテーブルを回転させ、最大受信方向において測定用受信機を準尖頭値測定モードにし、放射磁界強度を測定する。
⑻　測定用空中線を供試装置と直向の方向に設定し、⑹及び⑺を行う。
⑼　非接触給電状態で、⑸から⑻までを行う。
⑽　⑼の測定終了後、最大水平位置移動状態における測定として、製造者の申告する電磁波の放射が最大となる条件において、⑷から⑼までを行い、最大水平位置移動状態における放射磁界強度（準尖頭値）を測定する。

3　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の測定方法は、次のとおりとする。

⑴　装置類の配置は、別図第五号のとおりとすること。
⑵　測定用空中線には、一の3⑵に規定するものを使用すること。
⑶　送電装置の一次側送電面と受電装置の二次側受電面を相対させ基本位置に合わせ、電源を入れる。
⑷　供試装置を待機状態にする。
⑸　測定用空中線を水平偏波に設定する。
⑹　スペクトル分析器をピークホールドモードとし、測定対象の周波数範囲にわたり掃引し、ターンテーブルを360°回転させ、かつ、測定用空中線の高さを一メートルから四メートルまでに変化させ、利用周波数による発射及び不要発射の存在を探索する。許容値から一〇デシベル以上下回らない場合において、スペクトルの主要なピークが検知されたそれぞれの周波数を記録する。
⑺　スペクトルの主要なピークが記録された周波数ごとに、ターンテーブルを回転させ、最大受信方向及び空中線の高さにおいて、測定用受信機を準尖頭値測定モードにし、最大となる妨害波電界強度を測定する。
⑻　測定用空中線を垂直偏波に設定し、⑹及び⑺を行う。
⑼　非接触給電状態で、⑸から⑻までを行う。
⑽　⑼の測定終了後、最大水平位置移動状態における測定として、製造者の申告する電磁波の放射が最大となる条件において、⑷から⑼までを行い、最大水平位置移動状態における放射電界強度（準尖頭値）を測定する。

五　一から四までに規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これらによらないことができる。

第二　電気自動車用非接触電力伝送装置の測定方法

一　測定に使用する設備は、次のとおりとする。

1　測定用受信機

第一の一の1に同じ。

2　妨害波電圧測定設備

⑴　測定場

妨害波電圧の測定は、水平金属基準大地面又は垂直金属基準大地面を備える試験場で行うこと。

⑵　擬似電源回路網

ア　擬似電源回路網は、別図第一号に定める特性を有すること。
イ　擬似電源回路網は、測定点において供試装置の電源線間に所要の高周波インピーダンスを与え、電源線上の周囲雑音が供試装置に混入しないようにする場合に使用すること。
ウ　測定設備に供給される商用電源に重畳する雑音は、一〇kHz以上三〇MHz以下の周波数範囲で十分遮断されていること。